

Empowered by Innovation **NEC**

OSC2014 Kansai@Kyoto受講者 御中

## OSSライセンス・コンプライアンス コンサルのご紹介

- 知識レベルのコンサル: 「OSSライセンスと著作権法」セミナー
- 製品レベルのコンサル: 「OSS利用ガイドライン作成支援」
- プロセスレベルのコンサル: 「開発プロセス改善支援」
- 推進活動のコンサル: 「活動支援サービス」
- 特定製品のコンサル: 「製品個別・対策支援サービス」

2014年8月1日  
NEC ソフトウェア技術統括本部  
OSS推進センター・崎崎章博

**OSS License Checked!**

### コンサルタント

NEC OSS推進センター所屬・崎崎章博  
元、汎用機AOSの通信管理、OSの標準化、実装に関わる  
「ASN」ハードウェアの設計と実装、情報処理学会研究報告「マルチメディア通信と分散処理」(OPS)1988  
IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる  
「IA-64 Linux on 16-Wayサーバ」Linux Conference 2000 Fall

### OSSライセンスの解説に取り組む2006～

現在、OSSライセンスの普及・啓発に注力  
● @IT連載記事「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆

- OSC講演が専門記事では驚異的な386はてブを記録 → <http://www.nec.co.jp/oss/#column/article.html>
- 第9回著作権・著作権権 論文 佳作入選

Page 2 © NEC Corporation 2014

### OSSライセンス・コンプライアンス とは

LinuxやApacheソフトウェアなどオープンソースソフトウェア (OSS) の  
GPLやApacheライセンスの条件を遵守すること。  
著作権侵害つまり著作権法違反とならないように、違法をすること。

お客様のコンプライアンス活動を支援するための製品・サービスとして、  
大きく分けて、以下の2つの製品・サービスを提供しています。

- OSSライセンス管理技術支援  
「セミナー」/「ガイドライン作成支援」/「管理プロセス改善支援」他
- Black Duck Software社製品販売、および、その技術支援  
「Black Duck Protex」/「Black Duck Code Center」/「Black Duck Suite」他

Page 3 © NEC Corporation 2014

### ライセンス違反は、他人の著作権を侵害する犯罪行為

放送(映像)のケース

OSSも、著作権法で保護されているプログラムなので、**その複製は違法**

これを許諾する条件が  
OSSライセンス条文です

Page 4 © NEC Corporation 2014

### どのような企業様が気にされているか

■ 組み込みソフトウェアを扱う企業

- ケータイ/スマホ製造メーカ、車載器メーカ、Androidアプリ開発メーカ、その他製造業: 医療機器、エレベーター、板金加工工作機械、etc.
- 特に訴訟事例が多い米国でコンシューマ製品を販売している企業
- 上記メーカに開発プログラムを納める企業: チップメーカなど
- デバイスと共に納めるデバイスドライバを含む

■ パッケージソフトウェア・メーカ  
● (ただし、SIのツールとだけ存在すると顕見されにくい)

■ Sier

- (通常は、「頒布」されないで対象外)
- 一部でも頒布(ダウンロードを含む)する部分は対象。
- AGPLのOSS (MongoDB, iText, Jasper/Report, Funambol, etc.) を改良し、Webサービスなどでネットユーザに利用させるシステムの場合は要注意。
- 納品先に著作権譲渡する場合は、譲渡できない他人の著作物の明示が必要

Page 5 © NEC Corporation 2014

### どのような部門で対処されているか

■ ソフト開発部門

- ソフト製品またはソフトを含むハード製品が出荷停止には困る製品部門

■ ソフト開発の間接部門

- 開発(品質)管理プロセスを規定し運用する部門
- 開発管理ツールを整備する部門
- ソフトウェアの生産革新部門

■ 知財部門

- 特許権とともに著作権を扱う部門

■ 法務部門

- 著作権侵害であるOSSライセンス違反のクレームの対処を担う部門

■ 資材部門

- 発注先からの開発ソフトウェアを受け入れ検査する部門など

Page 6 © NEC Corporation 2014

### 知識レベル・コンサル:「OSSライセンスと著作権法」セミナー

第1章 OSSは一般に開発者の著作権

- OSSは著作権のあるソフトウェアである
- 著作権侵害も一部は救済しているわけではない
- 商用ライセンスのあるOSSは、お話しした考えた方がよい

第2章 著作物の利用とは著作権の行使

- 著作物の利用は、著作権者による行為
- OSS利用の際の前提条件がOSSライセンス
- 許諾をせずに利用すれば著作権侵害

第3章 ライセンス違反は著作権侵害

- 特許権の侵害と同様に著作権侵害も損害賠償請求が行われる
- 著作権に違反して、既に著作権侵害システム構築してトラブルとなる

第4章 OSSライセンスの概要

- OSS利用時に注意: 二次的著作物、侵害著作物を避ける
- OSSライセンスを4タイプに分類している
- PostgreSQL - GPLv2 条文

第5章 OSSライセンス詳細

- 特許権に侵害しない範囲でライセンスに同意
- ソース開示の条件もライセンス毎に違う
- ライセンスは、任意で認許するものではない

第6章 基本的な対策

- 許諾条件に違反するOSSの一覧を作成しよう
- 自社開発Protex, OSSは原則的に確認しよう
- ライセンス違反のリスクの小さい状態に納めよう

補遺

- 最終的には誰かのOSS等に確認が必要
- OSSライセンスの調べ方の注意事項
- GPLv3について

Page 7 © NEC Corporation 2014

### 受講されたお客様の声

お客様	受講された感想
ソフトウェアメーカ	書籍やウェブサイトなどの情報ではわからなかった項目も理解できた。理解があふやふだった著作権についての説明は分かりやすかった。「IPの侵害」という言葉の理解が、今回の研修でクリアになった。非常に役立つ情報ばかりで予想以上に勉強になりました。講師が今回の研修の方向性にコンプレックスを掛けられるように感じた。OSSの歴史的背景が説明がスムーズに理解ができました。事前に資料を確認することもなしに知りたかった知識が付いていました。全体的に、事例を踏まえた分かりやすい解説だったと思います。各コミュニティの思想的背景も意味がわかりやすかったです。
半導体メーカ	目から鱗でした。
情報通信機器メーカ	参加者はエンジニアが多く、役立つとの声が多かったです。理解度の高い中や意図の高い中には非常に有益だった。今回は、以下のように社内研修です。入門編・対象は「初心者」で自社で教育を継続予定。基礎編・対象は「開発者」で集合研修(NEC教育)を実施。
計測機器メーカ	以前聞いた時はGPLの解釈により違反である判断が難しく感じましたが、今回明確になって分かりやすかったです。入門編・対象は「初心者」で自社で教育を継続予定。基礎編・対象は「開発者」で集合研修(NEC教育)を実施。

Page 8 © NEC Corporation 2014

### OSSライセンス・コンプライアンス コンサル

御社のコンプライアンス強化された組織作りをご支援します。

1. OSSライセンスと著作権法  
2. OSS利用ガイドライン作成支援  
3. 開発プロセス改善支援  
4. 活動支援アドバイス・サービス

推進者を選定(1の場で可)

知識レベルのコンサル  
製品レベルのコンサル  
OSS非適用を確認  
Protex  
開発プロセスレベルのコンサル  
特定製品のコンサル

コンプライアンス強化された組織

Page 9 © NEC Corporation 2014

### Black Duck Protex、Black Duck Code Center、Black Duck Suite

既存プログラムでの意図しないOSSの混入を検出する

Black Duck社製品を中心にツールとサービスを提供

- Black Duck Protex  
自社開発したプログラム中のOSSソースコードをスキャンし検出
- Protex導入支援サービス  
システム設計支援と環境構築作業および管理者/利用者向けのレクチャー
- Protex解析支援サービス  
Protexの検出結果から、OSSの絞り込みなどの解析支援
- Black Duck Protex SDK  
Protexの機能を利用するAPI群とドキュメント (Java, C#, Perl, Python)

OSSを積極的に利用し生産性を向上する

- Black Duck Code Center  
OSSの積極的利用のためのナレッジワークフローシステム
- Black Duck Suite  
Protex, Protex SDK, Code Centerをセットで提供する統合製品

Page 10 © NEC Corporation 2014

### 知識レベルの必要性

理解を掛ければ違反が判定できるわけではありません。  
Protexをツールで、プログラムを著作物として見る目を醸成する必要があります。

Protexの結果を判定するため

- Protexは、主に、対象(開発)ソースコードと一致するOSSのソースコードを検出しますが、検出はライセンス違反ではありません。
- OSSは他のOSSで混用されるケースが多く、多くの異なるライセンスのOSSと一致。最終的には混用の本人しか判断元はわかりません。しかし、混用の目星をつけるために知識が必要で。

OSS活用ガイドラインを作成するため

- OSSライセンスを「契約」と捉え、出荷後にソースコードを準備すると、製品出荷時点で、GPL違反つまり著作権侵害を犯しています。そのような理解のガイドラインで運用しては、GPL違反を防ぎません。
- どういう出荷の仕方、どういふスタンスのコミュニティ、どのOSSを利用するかで、具体的な注意事項を記載する必要があります。

Page 11 © NEC Corporation 2014

### 有償セミナーをご検討いただくために、抜粋の無料セミナー

購入をご検討いただけるキーマン向けに無料訪問セミナーを実施可能です  
※出張費のみご負担いただきます。テキストは画面のみの対応となります。

■ ステップ

1. 動機付け  
2. 現状理解  
3. 実施方針  
4. 運用

OSSライセンス・コンプライアンスの強化

運用に向けて当初から品質保証部門、法務・知財部門の参加が望ましい

Page 12 © NEC Corporation 2014

### 利用OSSのライセンス条件を満たしていることを確認することは

「対象のOSSを」利用していることになるか確認、つまり、

- 対象の製品でOSSをどのように利用しているから、
- ライセンス条文中の条件に当たる行為に相当するかを確認の上、
- 対象の条件を満たしているかを確認する。

想定が同じ製品群ごとに、「OSS利用ガイドライン」を作成することが望ましい

例えば、GPLv2 では、前述「適用範囲の判断は、著作権のある著作物か否か」で記載したように以下のような場合分けを考慮する。

- OSSのソースをそのまま利用した場合は、第1節の条件を満たすか確認する  
\* JavaScriptをそのまま利用する場合など
- OSSのソースを改良して利用した場合は、第2節の条件を満たすか確認する  
\* JavaScriptを改良して利用する場合など
- バイナリを作成して組み込んだ場合は、第3節の条件を満たすか確認する  
\* ソース開示の条件があるのはここ

Page 13 © NEC Corporation 2014

### 製品レベル・コンサル:「OSS利用ガイドライン作成支援」サービス

対象: 1. の知識レベル・コンサルを受講済みのOSSライセンス・コンプライアンス (OSSLC) 推進のご担当者様 (基本1名)

下記のガイドラインの雛形をご提供します。30数ページ

目次案

1. 基本方針: 1-1. 策定の目的 1-2. 背景 1-3. OSS活用ポリシー
2. OSSライセンスの概要
3. 開発上の注意事項
4. 作業手順: 4-1. ソース開示 4-2. RE許可 4-3. ドキュメント記載
5. 参考Web情報など

具体的な製品形態を想定したガイドラインで、具体的なOSSについて、そのライセンスを検討する必要があります。これを、ガイドライン作成支援サービスとして、雛形をご提供いたします。

RTOSからLinuxへの移行の際など、一般的な注意事項の作成をご支援します。

Page 14 © NEC Corporation 2014

### 具体的なOSSのライセンス条件の詳細は、ガイドラインで個別に解説

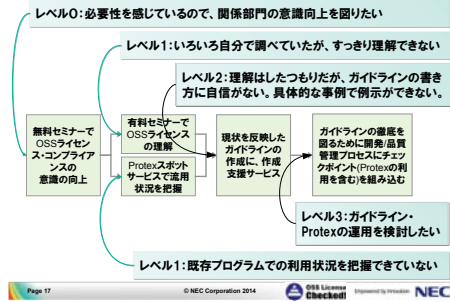
Page 15 © NEC Corporation 2014

### 「OSS利用ガイドライン作成支援」サービスご利用のお客様の声

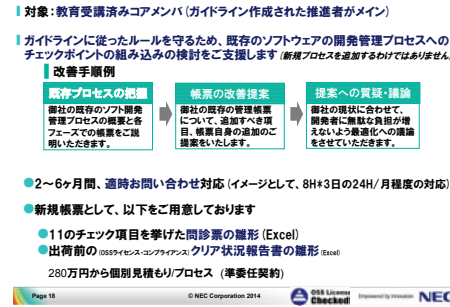
お客様	ご利用者の方
金融機械メーカ推進者様	こちらの望む内容に近づけようとして打ち合わせと、資料の添削を何度も行っていました。こちらがどう質問していいかわからない点などもありました。理解を深める努力をしていただきました。
自動車部品メーカ推進者様	担当者様の知識範囲/レベルが非常に高く、当社側のあらゆるご相談事項に対して、技術/法的な両面をバランスよく加味して、技術者に分かりやすい言葉/資料で、大変適切なご指導を頂けたと考えております。

Page 16 © NEC Corporation 2014

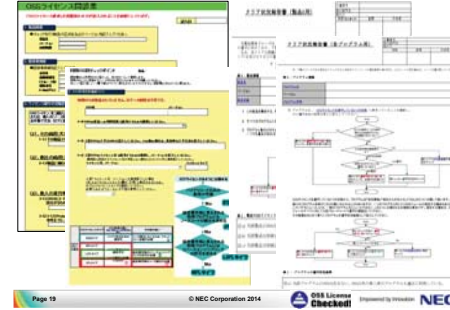
お客様のスキルレベル・ニーズに合わせてご利用ください



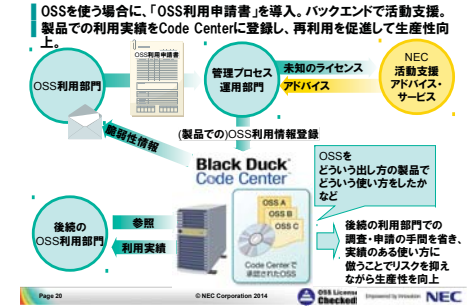
プロセスレベル・コンサル:「開発管理プロセス改善支援」サービス



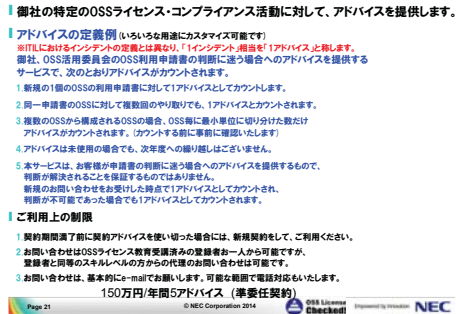
問診票 と クリア状況報告書



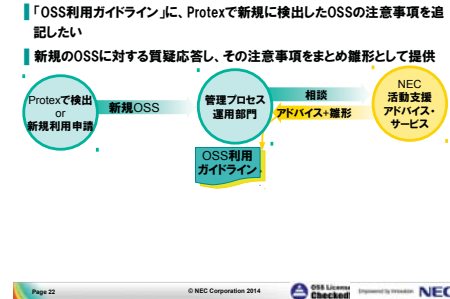
管理プロセス改善後のステップアップ例



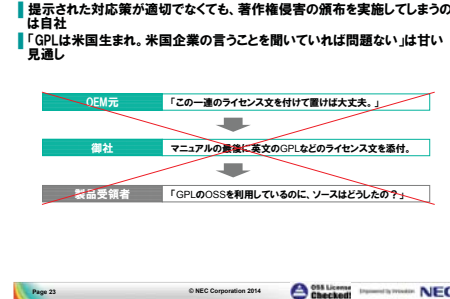
推進活動レベル・コンサル:「活動支援アドバイス・サービス」



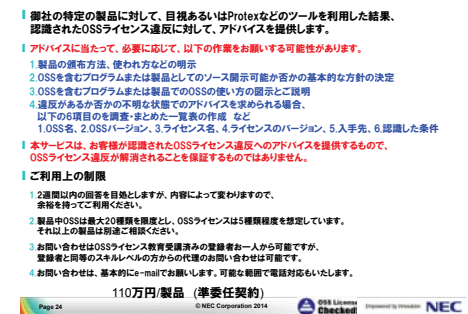
OSS利用ガイドラインの拡充に利用例



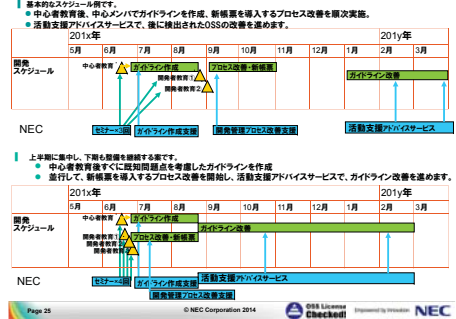
製品OEM元が提示してきた対応策の確認が必要



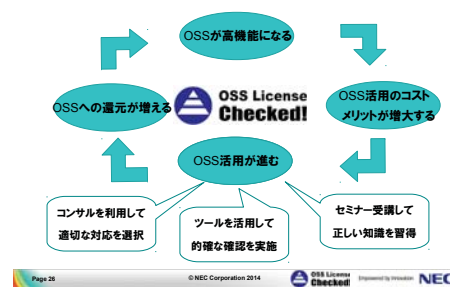
特定製品コンサル:「製品個別・対策支援アドバイス・サービス」



OSSライセンス・コンプライアンス コンサル・サービス適用例



基本スタンス: OSSの正のスパイラルに乗って共に成功の道へ



コンサルティング・サービスの社外サイト

OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス:

<http://jp.nec.com/oss/ocsc/>

Protex:

<http://jp.nec.com/oss/protex/>

Page 27 © NEC Corporation 2014

Empowered by Innovation

NEC